

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和5年 4 月分)
 (会派名 自民党兵庫)
 (議員名 山口晋平)

整理 番号	使 途 項 目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費		

本領収書は、県議会議員 山口晋平宛のものである。

支払い明細は「 」に添付。

ご使用水量のお知らせ

令和 5年3月分

前回検針月日 令和5年1月4日	今回検針月日 令和5年3月3日	検 針 員 [REDACTED]
--------------------	--------------------	---------------------

使用者番号 0618-075-60-003	メーター番号 16-3165	口径 13
たつの市神岡町東背崎550		

山口晋平事務所	様
今回メーター指示数	57m³
前回メーター指示数	47m³
メーター取替までの水量	0m³

今回水道使用水量	10m³
下水道使用水量	10m³

水道料金	1,650円(150円)
下水道使用料	1,980円(180円)

合 計 金 額	3,630円
---------	--------

金額欄の () 内は、消費税及び地方消費税相当額

通 信 欄
 この検針票はお知らせですので、本票での納付はできません。

※納入通知書は後日お送りします。
 ※口座振替の方は、令和5年4月5日 振替の予定です。

水道料金等の口座振替済(前回分)のお知らせ	
令和5年1月分	令和5年2月6日振替
水道使用水量	8m³
下水道使用水量	8m³
水道料金	1,650円(150円)
下水道使用料	1,980円(180円)
振替合計金額	3,630円

上記の金額をご指定の口座から振替させていただきました。
 お問い合わせ先

たつの市上下水道部上 水道 課 TEL 0791-64-3173
 たつの市上下水道部下水道管理課 TEL 0791-64-3168

【裏面もご覧下さい】

5--4--5 振替

*3,630 ショウケストウ

共通案分率 50%
25%

それ以外の案分
案分の説明

案分率

事務所 水道代
4月精算分

3,630円 x 50% = 1,815円

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年 4 月分)

(会派名 自民党兵庫)

(議員名 山口晋平)

整理 番号	使 途 項 目							
2	<p data-bbox="153 338 1487 371">調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費</p> <p data-bbox="233 421 871 454">本領収書は、県議会議員 山口晋平宛のものである。</p> <p data-bbox="272 501 703 535">支払い明細は「 」に添付。</p> <p data-bbox="341 613 943 703">事務所 電気代 2月分</p> <p data-bbox="421 775 1086 842">$8,761円 \times 50\% = 4,380円$</p> <table border="1" data-bbox="1171 371 1495 976"><tr><td data-bbox="1171 371 1374 454">共通案分率</td><td data-bbox="1374 371 1495 454">50%</td></tr><tr><td data-bbox="1171 454 1374 537">それ以外の案分</td><td data-bbox="1374 454 1495 537">25%</td></tr><tr><td data-bbox="1171 537 1374 976" rowspan="2">それ以外の案分 案分の説明</td><td data-bbox="1374 537 1495 976" rowspan="2">案分率</td></tr><tr><td data-bbox="1374 537 1495 976"> </td></tr></table>	共通案分率	50%	それ以外の案分	25%	それ以外の案分 案分の説明	案分率	
共通案分率	50%							
それ以外の案分	25%							
それ以外の案分 案分の説明	案分率							

電気ご使用量のお知らせ

発行年月日: 2023/05/10

山口 晋平 様

お客さま番号	日程	所	番号			
16	83	2271-184302	たつの市 神岡町 東箕崎 550-201			
供給地点特定番号	06	0168	3227	1184	3021	0000
年月分	5年 2月分		ご使用期間			1月19日から 2月15日まで
ご契約種別	従量電灯A					

当月ご使用量	375kWh				
前年同月分 (1月20日~2月16日)	266kWh				
前年同月差	+109kWh				
前年同月比	+40.9%				

※CO2排出量 116.63kg

※CO2排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき公表した弊社電気の排出係数×お客さまの電気ご使用量から算出しています。
H22.1月以降の排出係数は、CO2クレジット反映後の値となります。「CO2クレジット反映後の排出係数」とは、実際の排出量から地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき京都議定書のクレジット等を控除して算出したものです。

ご請求金額	8,761円	お支払期限日	3月20日
-------	--------	--------	-------

(内訳)	円	銭	(内訳)	円	銭	(内訳)	円	銭
最低料金	341	01	燃料費調整額	-1,784	94			
電力量料金			再エネ促進賦課金	1,293	00			
1段料金	2,132	55	消費税等相当額再掲	796	00			
2段料金	4,627	80	託送料金相当額再掲	3,243	00			
3段料金	2,152	50	うち賠償負担金相当額 及び廃炉円滑化負担金相当額	86	25			

※託送料金相当額は、低圧託送料金平均単価を基に算定した参考値です。

当月指示数	12866.4		
前月指示数	12491.8		

計器番号 474

当月指示数			
前月指示数			

今回検針日	2月16日
次回検針日	3月16日
検針員	ツダ

単価名称	年月日	最初の15kWhに対して	15kWhを超える1kWhにつき
燃料調整費	5年 2月分	-71円 34銭	-4円 76銭
	5年 3月分	-71円 34銭	-4円 76銭
再エネ発電促進賦課金	5年 2月分	51円 75銭	3円 45銭

電気料金領収済のお知らせ

年月分		
領収金額	*****	*****
消費税等相当額(再掲)		
再エネ促進賦課金(再掲)		

ご契約種別	
ご使用期間	
ご使用量	
振替日	

お客さま番号	日程	所	番号	口座名義	店舗	口座番号
--------	----	---	----	------	----	------

◎口座情報による領収の場合、お客さま情報保護の観点から、口座情報につきましては、お客さまからのご希望がある場合のみ記載しております。
なお、その場合でも、口座番号の一部を非表示とさせていただきます。ご理解のほどよろしくお願いたします。

<ご連絡先> 関西電力株式会社

(電話番号) 0800-777-8810

電話番号でお申込みの際は番号をよくお確かめの上、必ず「0800」からお掛けください。
※一部のIP電話からは、ご利用いただけません。
営業時間は月～金曜日(祝日を除く)の9:00～18:00です。
夜間、土曜、日曜、祝日においてもお客さまがお急ぎのご用件については承っております。

カードご利用代金明細書

2023年 4月 12日 現在 1 / 5

山口 晋平 様

株式会社ジェーシービー

〒689-1111 鳥取県鳥取市若葉台北6-1-1
JCB鳥取ソリューションセンター
関東財務局長 (14) 第00183号

カード名称	★ザ・クラス	
金融機関名	[REDACTED]	
支店名	[REDACTED]	
科目・口座番号	[REDACTED]	
口座名義	ヤマギチ シンハイ	
今回のお支払日	2023年4月10日(月)	
今回のお支払金額合計	84 口	679,014 円

ご利用日	ご利用先など	ご利用明細		今回のお支払明細		摘要	備考
		ご利用金額 (円)	支払 今回 区分 回数	訂正 サイン	お支払金額 (円)		
	★ザ・クラス 山口 晋平 様 《ショッピング取組(国内)》						
2023/02/16	電気02月分16832271184302	8,761	1回		8,761 (2)		*
2023/02/28	ドコモご利用料金 3月分	9,447	1回		9,447 (3)		*
2023/02/28	神戸新聞 龍野北専売所	3,565	1回		3,565 (4)		*
2023/02/28	オページ利用料金	7,667	1回		7,667 (5)		*

●事務の都合上、ご利用分の請求月が遅れる場合があります●ご利用日:加盟店利用日ではなくJCB代理店での伝票取扱日等を表示する場合があります●金額欄の“-”は減額分●備考:ポイント対象の利用に*印●QUICPayIDの上4桁ID100』は非表示●法人カードの下4桁は「1***」と表示され、実際のカード番号とは異なります●支払区分:1回=ショッピング1回払い、2回=ショッピング2回払い、3=ボーナス1回払い、リボ=ショッピングリボ払い、3-24=ショッピング分割払いの回数、S1=ショッピングスキップ払い、C1=キャッシングリボ払い、C1=キャッシング1回払い、海C=海外キャッシング1回払い●今回回数:何回目のお支払いかを表示

カードご利用代金明細書

2023年 4月12日 現在 2 / 5

山口 晋平 様

ご利用日	ご利用先など	ご利用明細		今回のお支払明細		摘要	備考
		ご利用金額 (円)	支払今回 区分回数	訂正 サイン	お支払金額 (円)		
山口 晋平 様							
<<ショッピング取組 (国内)>>							
2023/02/01	ETC 生田川 一西宮出	普通車	690	1回		690	*
2023/02/01	ETC 二宮入 一新神戸箕谷	普通車	530	1回		530	*
2023/02/01	ETC 三木東 一山陽姫路西	普通車	1,370	1回		1,370	*
							⑥ 2/1 1,900
2023/02/08	ETC 新神戸箕谷一神若出	普通車	530	1回		530	*
2023/02/08	ETC 二宮入 一新神戸箕谷	普通車	530	1回		530	*
2023/02/08	ETC 三木東 一山陽姫路西	普通車	1,370	1回		1,370	*
2023/02/08	ETC 福崎南 一三木東	普通車	1,300	1回		1,300	*
2023/02/08	ETC 竜野 一市川南	普通車	950	1回		950	*
							⑦ 1,900 1,830

●事務の都合上、ご利用分の請求日が遅れる場合があります●ご利用日:加盟店利用日ではなくJCB代理店での伝票取扱日等を表示する場合があります●金額欄の“-”は減額分●備考:ネット対象の利用に*印●QUICPay10の上4桁「0100」は非表示●法人カードの下4桁は「1***」と表示され、実際のカード番号とは異なります●支払区分:1回=ショッピング1回払い、2回=ショッピング2回払い、*1=ネット1回払い、**=ショッピングリボ払い、3~24=ショッピング分割払いの回数、S1=ショッピングステップ払い、C1=キャッシングリボ払い、C1=キャッシング1回払い、海外C=海外キャッシング1回払い●今回回数:何回目のお支払いかを表示

山口 晋平 様

ご利用日	ご利用先など	ご利用明細		今回のお支払明細		摘要	備考
		ご利用金額 (円)	支払今回 区分回数	訂正 サイン	お支払金額 (円)		
[Redacted Content]							

●事務の都合上、ご利用分の請求月が遅れる場合があります ●ご利用日:加盟店利用日ではなくJCB代理店での伝票取扱日等を表示する場合があります ●金額欄の“-”は減額分 ●備考:ポイント対象の利用に*印 ●QUICPayIDの上4桁「0100」は非表示 ●法人カードの下4桁は「1***」と表示され、実際のカード番号とは異なります ●支払区分:1回=ショッピング 1回払い、2回=ショッピング 2回払い、ホ1=ホ1回払い、ホ2=ショッピング 2回払い、ホ3=ショッピング 3回払い、3~24=ショッピング 分割払いの回数、S1=ショッピング スキップ 払い、C1=キャッシング 1回払い、海C=海外キャッシング 1回払い ●今回回数:何回目のお支払いかを表示

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)
 (自民党兵庫)
 (山口 晋平)

整理番号	使 途 項 目	
		調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費
3	本領収書は、県議会議員山口 晋平宛のものである 9,447 △550(対象外経費) =8,897×50% =4,448円を充当 カード明細は、「 2 」に添付	共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明
		携帯電話使用料 4月 精算分 備考

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇基本使用料等 (計)	4,550	5,550	ご利用期間 (2/1~2/28) キガホプレミア 3GB超	合 算
		(6,250)	(内訳) キガホプレミア 3回線以上	
		(-1,000)	(内訳) みんなドコモ割	
		(300)	(内訳) spモード利用料 7.8G	合 算
		0	(参考) 高速通信ご利用データ量はドコモ光セット割	
◇通話料・通信料 (計)	1,817	-1,000		合 算
		117	Xi・SMS通信料 2月ご利用分	合 算
		1,700	かけ放題オプション定額料	合 算
◇その他ご利用料金等 (計)	2,222	300	留守番電話サービス利用料	合 算
		200	キャッチホン利用料	合 算
		100	メロディコール利用料	合 算
		-200	オプションパック割引料 (留守・キャッチ・メロディ・転送)	合 算
		200	あんしんセキュリティ利用料	合 算
		1,000	ケータイ補償サービス (1,000円コース)	合 算
		400	あんしん遠隔サポート利用料	合 算
		-380	あんしんバックモバイル割引	合 算
		50	ケータイお探しサービス利用料	合 算
		-50	ケータイお探しサービス割引料	合 算
◇消費税等相当額 (計)	858	100	請求書発行手数料 3月請求分	合 算
		2	ユニバーサルサービス料/基本 1番号あたり2円のご請求となります	合 算
◇合計	9,447	858	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×10%	合 算
		9,447	合計	

<NTTドコモからのお
 ○継続利用期間は、2月
 ○ポイントのお知らせ
 2月ご利用分に対する
 (ポイント進呈の対象
 ※その他の獲得ポイン
 ○個別にご請求のフ

$9,447円 - 550円 = 8,897円$
 $8,897円 \times 50\% = 4,448円$

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年 4 月分)
(会派名 自民党兵庫)
(議員名 山口晋平)

整理 番号	使 途 項 目	
		調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費

本領収書は、県議会議員 山口晋平宛のものである。

支払い明細は「 2 」に添付。

神戸新聞 購読料

共通案分率 50%

25%

それ以外の案分 100%

案分の説明

すべて政務活動にかかるものであるため、100%充当とする。

3,565円

を充当

領 収 証

2023年02月分

No* 1- 18-0086-100

山口 晋平 様

銘 柄	部	金 額	お知らせ
神戸新聞※	1	3,400	毎度ご購入有難うございます。 左記の通り領収致しました。 8%対象 ¥3,400(消費税 ¥252) 10%対象 ¥165(消費税 ¥15)
電子版NEXT	1	165	
合 計		¥ 3,565	
※は軽減税率対象品目			

神戸新聞 龍野北専売所
〒679-4121
たつの市龍野町島田598-10
TEL: 0791-62-2107 FAX: 0791-62-2137

領
 収
 神 戸 新 聞

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年 4 月分)
(会派名 自民党兵庫)
(議員名 山口晋平)

整理 番号	使 途 項 目	
F	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費 事務費 ・人件費	
	本領収書は、県議会議員 山口晋平宛のものである。 支払い明細は「 2 」に添付。 事務所 電話・47-xxxxxx 2月分 $7.667 \text{ 円} \times 50\% = 3.833 \text{ 円}$	共通案分率 50% 25% それ以外の案分 案分の説明 案分率

ご利用料金のお知らせ

OPTAGE

株式会社 オプテージ

<現在のご契約先>

山口 晋平 様

ご利用年月	2023年02月ご利用分
ご利用料金 (うち消費税等相当額)	7,667円 (697円)
お取引クレジット会社	JCB
お客さま番号	2189534775

ご請求内訳

(単位:円)

NO	料金内訳	金額	金額内訳	ご利用期間
0021701301-2	◇eo光ネット1ギガ	5,102		
	基本料金(長割適用)		4,997	2月 1日- 2月28日
	eo光多機能ルーター無線ルーター機能利用料		105	
	◇eo光電話	2,565		
	eo光電話基本料		1,980	2月 1日- 2月28日
	インターネット・電話セット割引		-1,142	
	eo光電話パック3利用料		440	
	eo光多機能ルーター電話アダプター機能利用料		419	
	eo光電話通話料金		864	
	ユニバーサルサービス料(eo光電話)		4	
	合計料金(A+B)	7,667		
	課税料金計(A)		7,667	
	うち消費税相当額(A×10/110)	(697)		
	非課税・免税等料金計(B)		0	
	以下余白			

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年 4 月分)
(会派名 自民党兵庫)
(議員名 山口晋平)

整理 番号	使 途 項 目									
6	<p data-bbox="151 347 1484 376">調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費</p> <p data-bbox="231 425 869 459">本領収書は、県議会議員 山口晋平宛のものである。</p> <p data-bbox="271 504 702 537">支払い明細は「 2 」に添付。</p> <p data-bbox="303 604 1045 705">登庁調査に係るETC利用料</p> <p data-bbox="718 728 973 795">4月精算分</p> <table border="1" data-bbox="1173 376 1489 974"><tr><td data-bbox="1173 376 1372 459">共通案分率</td><td data-bbox="1372 376 1489 459">50%</td></tr><tr><td data-bbox="1173 459 1372 537"></td><td data-bbox="1372 459 1489 537">25%</td></tr><tr><td data-bbox="1173 537 1372 974">それ以外の案分 案分の説明</td><td data-bbox="1372 537 1489 974">100%</td></tr><tr><td data-bbox="1173 627 1204 728" rowspan="2">案分率</td><td data-bbox="1204 627 1489 728">すべて政務活動にかかるものであるため、100%充当とする。</td></tr><tr><td data-bbox="1204 728 1489 974">1,900円 充当</td></tr></table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分 案分の説明	100%	案分率	すべて政務活動にかかるものであるため、100%充当とする。	1,900円 充当
共通案分率	50%									
	25%									
それ以外の案分 案分の説明	100%									
案分率	すべて政務活動にかかるものであるため、100%充当とする。									
	1,900円 充当									

(添付様式 7-2)

活動報告書（登庁調査）

議員名	山口 晋平
-----	-------

令和5年4月分（2月 etc、4月ホテル、4月 JR）

日付	整理 番号	主な活動概要	充当額	備考 (添付資料)
ETC				
2月1日	6	9:30～2月議会の会派提案意見書、代表・一般質問について山邊政調員・伊藤政調員と打合せ他	1,900	前泊
ホテル宿泊				
4月12日		9:00 たつの市横山教育長来室、教育行政について要望。10:00～伊藤傑自民党 支部 幹事長と打合せ他		前泊
4月28日		10時～公明党谷井県議と議会運営について打合せほか		前泊
JR				

※県庁における政務活動の場合は、本様式により作成できます。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年 4 月分)
(会派名 自民党兵庫)
(議員名 山口晋平)

整理 番号	使 途 項 目										
7	<p data-bbox="151 342 1484 376">調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費</p> <p data-bbox="231 425 869 459">本領収書は、県議会議員 山口晋平宛のものである。</p> <p data-bbox="271 504 702 537">支払い明細は「 2 」に添付。</p> <p data-bbox="375 593 1085 750">県民の意見交換・登壇回数に係る ETC利用料</p> <table border="1" data-bbox="1173 376 1492 974"><tr><td data-bbox="1173 376 1372 459">共通案分率</td><td data-bbox="1372 376 1492 459">50%</td></tr><tr><td data-bbox="1173 459 1372 537"></td><td data-bbox="1372 459 1492 537">25%</td></tr><tr><td data-bbox="1173 537 1372 627">それ以外の案分</td><td data-bbox="1372 537 1492 627">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1173 627 1492 784">案分の説明</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1173 784 1492 974">すべて政務活動にかかるものであるため、100%充当とする。</td></tr></table> <p data-bbox="1173 627 1204 728">案分率</p> <p data-bbox="1252 806 1460 952">4680円 充当</p>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明		すべて政務活動にかかるものであるため、100%充当とする。	
共通案分率	50%										
	25%										
それ以外の案分	100%										
案分の説明											
すべて政務活動にかかるものであるため、100%充当とする。											

(添付様式7)

活動報告書

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名	山口 晋平
-----	-------

活動名	県民との意見交換、登庁調査			
活動概要	○内容	令和5年2月8日 9:00～ 神崎郡市川町下牛尾 山毛森崎製材有限会社 面談者：上記会社 代表取締役 森崎啓介氏 内容 県道整備事業について地元要望を受けた。		
	○内容	令和5年2月8日 10:30～ 神崎郡福崎町八千種 面談者：福崎町議会議長 城谷英之氏 内容 県施策全般について意見交換した。		
	○内容	令和5年2月8日 15:00～ 県議会自民兵庫 控室 2月議会代表質問・一般質問、臨時政調会長会の内容について 内藤幹事長・山邊政調員と打合せ他		
	○案分率	全て政務活動であり、政務活動費を100%充当する。		
経費	項目	政活費充当金額	領収書NO	内容
	ETC	950円	7	自宅から市川町までの高速ETC使用料 (竜野→市川南)
	ETC	1,830円	↓	福崎町から県庁までも高速ETC利用料 (福崎南→三木東、新神戸箕谷→神若出)
	ETC	1,900円	↓	県庁から自宅までの高速ETC利用料 (二宮入→新神戸箕谷、三木東→山陽姫路西)
	合計	4,680		
備考	*添付書類： 利用明細書			

*この様式は、「視察・調査活動」、「要請陳情活動」、「県政報告会・要望会等会議の開催」、「研修会への参加」、「意見交換会への参加」、「業務の委託」、「広報紙・誌の発行」等を行った場合等、政務活動費を使用した全ての活動について作成する。
*「活動概要」欄には、例えば①活動実施年月日、②場所、③行程、④目的、⑤相手方、⑥参加者、⑦結果・成果⑧広報誌発行部数・配付方法等、具体内容を詳細に記載する。

領収書等添付様式【共通】

(令和5年 4 月分)
(会派名 自民党兵庫)
(議員名 山口晋平)

使 途 項 目

整理番号 調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

本領収書は、県議会議員 山口晋平宛のものである。

8
ENEOS

付。
A"y" = 式 (4月11日)

納品書(領収書)

6,800円 × 50%

= 3,400円

安心で便利★エネキー作成で
BOXティッシュプレゼント!!
30名様限定★お急ぎ下さい!!
2023年04月11日 14:31

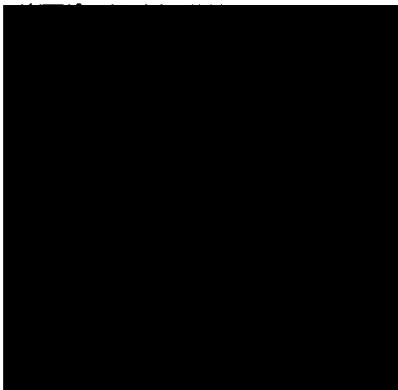
売上
JCB カード 払い 様

トク
提携カード

車両番号 実車番
0026-00

レギュラー P-02
43.59L *
158円 ¥6,887
(ポイント値引 2円 -¥87)
値引後単価 158円 ¥6,800
合計 ¥6,800
(消費税10%対象 ¥6,800
内消費税等 ¥618)

クレジット支払
A0000000651010
JCB Credit
有効期限: XX/XX NC IC.
支払方法:一括払い
承認番号: 0077113



現金でお買上げの場合は領収書にかえて頂きます。
消費税額表示のない場合は消費税を請求書にて
ご請求いたします。
消費税額は、地方消費税が含まれています。

株式会社二木商店
セルフ本龍野SS
兵庫県 たつの市
龍野町日飼375-1
TEL:0791-63-0861 SS-201867
サイトNo 7863-01 デ-5No9207-9211
外通番17-26769
001炭路 2023/04/11

共通案分率 50%
25%

それ以外の案分
案分の説明

案分率

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年 4 月分)
(会派名 自民党兵庫)
(議員名 山口晋平)

整理 番号	使 途 項 目	
		調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費
9	<p>本領収書は、県議会議員 山口晋平宛のものである。</p> <p>支払い明細は「<u>播磨時報</u>」に添付。</p> <p><u>購読料 (R4.4~R5.3月分)</u></p> <p>5--4-1? 振込 *6,600 P カ) 11723 1023</p>	<p>共通案分率 50%</p> <p>25%</p> <p>それ以外の案分 <u>100%</u></p> <p>案分の説明</p> <p>すべて政務活動にかかるものであるため、100%充当とする。</p> <p>案分率</p> <p>6,600円 充当</p>

令和5年 3月 日

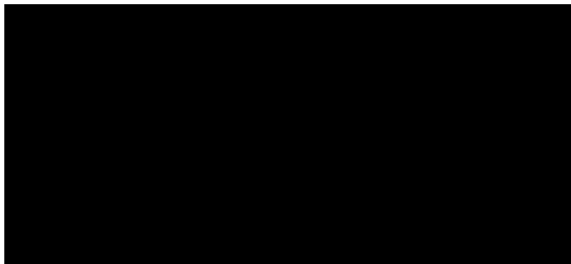
購読料ご請求書

山口 晋平 様

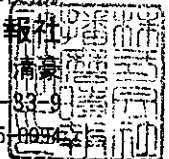
毎度本紙をご愛読いただき、厚くお礼申し上げます。
下記の通り購読料をご請求申し上げます。
お手数ですが、郵便振替か下記の金融機関にご送金お願い申し上げます。

令和4年 4月より 令和5年 3月まで

請求金額 6,600円



《第3種郵便物》
株式会社 播磨時報社
代表取締役 笹間 清豪
〒670-0955 姫路市安田4-33-9
TEL(079)281-0545 FAX(079)285-0956



(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年 4 月分)
(会派名 自民党兵庫)
(議員名 山口晋平)

整理番号	使 途 項 目	
10	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
	<p>本領収書は、県議会議員 山口晋平宛のものである。</p> <p>支払い明細は「<u>兵庫ジャーナル購読料</u>」に添付。</p> <p>兵庫ジャーナル購読料 (R5.1~R5.3月分)</p>	<p>共通案分率 50%</p> <p>25%</p> <p>それ以外の案分 100%</p> <p>案分の説明</p> <p>すべて政務活動にかかるものであるため、100%充当とする。</p> <p>案分率</p> <p>8,400円 を充当</p>

2023年4月14日

領収書

山口 晋平 様

¥ 8,400-

但し 兵庫ジャーナル購読料R5年1月~3月分として

上記金額正に領収いたしました。

内

消費税等

現金

小切手

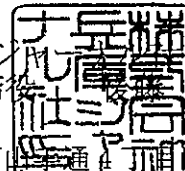
株式会社兵庫
代表取締役

〒650-0011

神戸市中央区下

ファインコート下山手6F

TEL078-333-7560 FAX078-333-7563



領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和5年 4 月分)
(会派名 自民党兵庫)
(議員名 山口晋平)

整理 番号	使 途 項 目 調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
11	<p>本領収書は、県議会議員 山口晋平宛のものである。 支払い明細は「 車11-2料 $79,200 \text{円} \times 50\% = 39,600 \text{円}$ 5--4-17 振替 *79,200 ト377771付ス (カ7)</p> <table border="1" data-bbox="1165 360 1482 963"><thead><tr><th data-bbox="1165 360 1366 448">共通案分率</th><th data-bbox="1366 360 1482 448">50% 25%</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1165 448 1366 963">それ以外の案分 案分の説明</td><td data-bbox="1366 448 1482 963"></td></tr></tbody></table> <p style="text-align: center;">案 分 率</p>	共通案分率	50% 25%	それ以外の案分 案分の説明	
共通案分率	50% 25%				
それ以外の案分 案分の説明					

自動車リース注文契約書

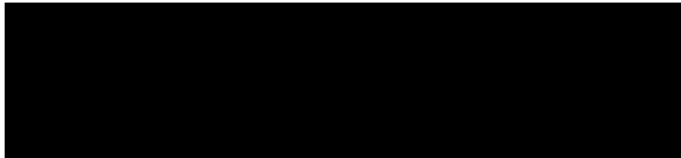
借受人用

このリース契約書の裏面の約款は、リース契約の条件及び個人情報取扱いについて記載したものですから、借受人および連帯保証人におかれましては、これらの事項をよくお読み頂き充分にご納得の上、ご署名(記名・捺印)ください。

令和 2 年 5 月 9 日

借受人(甲)(所在地・名称・代表者)

貸渡人(乙)(所在地・電話番号・名称・代表者)



神戸市兵庫区水木町2丁目1番1号
神戸トヨペット株式会社
代表取締役 西村 公秀

連帯保証人(住所・氏名・職業)

連帯保証人(住所・氏名・職業)

裏面記載の持約事項に基づき、下記の通り注文いたします。

Form containing lease details: (1) Vehicle info (SUZUKI AVU65W-ANK38 GS), (2) Term (60 months), (3) Monthly payment (4,752,000), (4) Payment schedule, (5) Down payment, (6) Security deposit, (7) Payment method, (8) Insurance options, (9) Insurance details, (10) Handover date, (11) Mileage, (12) Excess mileage fee, (13) Residual value, (14) Total cost, (15) Deposit.

(注) 消費税額には地方消費税を含みます。

☆ホールペんで強く自覚願います。

お申込日 令和 年 月 日

21219058

※お申込者が法人の場合、代表者名をご記入下さい

お名前 二住所 申込者

お申込日 令和 年 月 日

21219058

お申込者が法人の場合、代表者名をご記入下さい

お名前 二住所 申込者

お申込日 令和 年 月 日

21219058

お申込者が法人の場合、代表者名をご記入下さい

お支払予定口座

お申込者と同一にして下さい。

お名前 二住所 申込者 A

お申込日 令和 年 月 日

21219058

お申込者が法人の場合、代表者名をご記入下さい

お名前 二住所 申込者 B

お申込日 令和 年 月 日

21219058

お申込者が法人の場合、代表者名をご記入下さい

お申込み

新車 新規リース 再リース

登録番号

車種名

型式

グレード

車台番号

燃料

使用名義人

お申込み 産業車両 (新車 新規リース) 一体型保険 新規 車両

連帯保証契約は、リース契約・保証委託契約が成立し、別途作成する契約書に連帯保証お申込者をご捺印されることにより成立します。

承認番号

154011001778800

共用整理番号 (トヨタ整理番号)

注文 No

1844736

販売店整理番号

2-18338

契約日

令和 年 月 日

「個人情報の収集・利用・提供・登録に関する同意事項」(本借面裏面)について、必ず内容をよくお読みになった上で、お申込み下さい。

①リース料総額 43,200,000円

②消費税・地代消費税 4,320,000円

③リース支払総額 47,520,000円

④前払金等

⑤

⑥保証委託リース料 47,520,000円

リース期間 自 令和2年5月29日 至 令和7年5月28日 60ヶ月

基本額 4646690円

減月額 46878円

支払方法

預金口座振替

お客様へのお願い

お申込みの際は「お申込みの内容」をよく読んでから、十分ご納得の上、本店内にお客様ご自身で記入下さい(複写式のため、ホールペんで強くご記入下さい)お申込みを控へてもお戻しすることができない場合もございますので、予めご了承下さい。連帯保証お申込者は、契約成立の際連帯保証人となる方に限ります

お客様へ必ずお渡し下さい。

非定型支払明細 有 (非定型支払の明細を法付・印刷して下さい) 無

初回7月に合算請求

毎月の支払期日 (2回) (7回) 支払回数 60回

支払期間 自 令和2年6月 至 令和7年5月

支払方法 ①均等払 2ボーナス併用払 3その他

支 定 通 第 1 回 目 7,920,000円

支 定 通 第 2 回 目 以降 7,920,000円×59回

支 定 通 ボーナス支払 開始年月 令和 年 月

支 定 通 ボーナス支払 支払月 月 円×

支 定 通 ボーナス支払 支払額 月 円×

住所 神奈川 横浜 磯子区 磯子 1-1-1

販売店名・代表者名 神奈川 トヨタ 株式会社 代表者 西村 公彦

店舗名 神奈川 トヨタ 株式会社

店番 TEL 079-236-5576

スタッフ TEL 804669

第3条 (各種サービス実施にかかる利用)

甲及び連帯保証お申込者は、乙及び丙が収集した属性情報及び契約・取引情報を以下の目的の範囲内で自ら利用することに同意します。
(1) 乙の事業及び丙のクレジット関連事業を含む金融サービス事業において取扱う商品・サービス等について宣伝印刷物の送付・eメールの送信等の方法によりご案内すること、自動車とその関連商品・住宅・船舶及び金融商品並びに乙の取扱う商品・サービス等に関するアンケートの実施、並びにトヨタ製品ユーザーへの各種サービスを実施するため。
(2) 乙の事業及び丙のクレジット関連事業を含む金融サービス事業における市場調査、商品開発及び営業活動のため。
(3) 丙が、提携企業から委託を受けて行う宣伝印刷物の送付・eメールの送信等による商品等のご案内、営業活動及び市場調査のため。
※なお、上記の丙の具体的な事業内容については、丙のホームページ等に記録し、お知らせしております。

第4条 (個人信用情報機関への照会及び登録・利用)

(1) 丙は、甲及び連帯保証お申込者の支払能力・返済能力の調査のために、丙が加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集及び自己に対する当該情報の提供を業とする者)及び当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、甲及び連帯保証お申込者の個人情報が登録されている場合には、割賦販売法(昭和39年法律第159号)により、支払能力・返済能力の調査の目的に限り、当該個人情報を利用します。
(2) 甲及び連帯保証お申込者の本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が丙の加盟する個人信用情報機関に下記に定める期間登録され、丙が加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、甲及び連帯保証お申込者の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されること。

Table with 2 columns: 登録情報 (Registration Information) and 登録期間 (Registration Period). Rows include: 1. 本契約に係る申込みをした事実 (Fact of application for this contract), 2. 本契約に係る客観的な取引事実 (Objective transaction facts related to this contract), 3. 債務の支払を延滞した事実 (Fact of delayed debt payment).

(3) 丙が加盟する個人信用情報機関の名称、住所、問合せ電話番号は下記の通りです。また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途書面により通知し同意を得るものとします。

- (株)シー・アイ・シー(CIC) (割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関) 〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストビル15階 TEL(フリーダイヤル)0120-810-414 ホームページ [https://www.cic.co.jp/]
※(株)シー・アイ・シーは、主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関です。本社の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社が開設しているホームページをご覧ください。
(4) 丙が加盟する個人信用情報機関(株)シー・アイ・シー)が提携する個人信用情報機関は、下記の通りです。

- 全国銀行個人信用情報センター 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 TEL03-3214-5020 ホームページ [http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/]
※全国銀行個人信用情報センターは、主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関です。同情報センターの加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同情報センターが開設しているホームページをご覧ください。
○株式会社日本信用情報機構(貸金業法に基づく指定信用情報機関) 〒110-0014 東京都台東区北上野1丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館 TEL(ナビダイヤル)0570-055-955 ホームページ [https://www.jicc.co.jp/]
※(株)日本信用情報機構は、主に貸金業者を会員とする個人信用情報機関です。同社の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社が開設しているホームページをご覧ください。

- (5) 丙が加盟する個人信用情報機関に登録する個人情報は、氏名、生年月日、住所、電話番号、性別、勤務先、運転免許等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、商品名及びその数量、回数、期間、契約額、貸付額、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等の支払状況となります。
(6) 個人信用情報機関の業務内容等については、各機関のホームページで公表しております。

第5条 (個人情報の提供・利用)

(1) 丙は、個人情報の保護措置を講じた上で、以下の内容の情報を、以下の目的で利用するため、丙と個人情報の提供に関する契約を締結した以下の提供先(以下「情報提供先」という)に、甲及び連帯保証お申込者の個人情報を提供します。

- ①提供先 トヨタ自動車株式会社 〒471-8571 愛知県豊田市トヨタ町1番地
【提供内容】属性情報、契約・取引情報
【目的】トヨタ自動車の子会社において、トヨタ自動車から提供される製品・サービス等について宣伝印刷物の送付・eメールの送信等の方法によりご案内すること、自社製品・サービスに関するアンケートを実施すること、並びにトヨタ製品ユーザーへの各種サービスを実施すること等の市場調査、商品開発及び営業活動。

- ②提供先 乙
【提供内容】属性情報、契約・取引情報

- ①目的 乙の事業 いて、乙が提供する商品・サービス等について宣伝印刷物の送付・eメールの送信等の方法によりご案内すること、自社商品・サービスに関するアンケートを実施すること、並びに乙商品ユーザーへの各種サービスを実施すること等の市場調査、商品開発、営業活動及びサービス履行活動
(2) 上記①②の提供先への個人情報の提供期間は、原則として契約期間中及び本契約終了日から5年間とします。
なお、上記①②の提供先における個人情報の利用期間については、各社にお問合せ下さい。
(3) 本契約の有効期間中に第①項の提供・利用先が新たに追加された場合には、甲及び連帯保証お申込者に書面により通知し、同意を得るものとします。

第6条 (個人情報の開示・訂正・削除)

(1) 甲及び連帯保証お申込者は、乙、丙及び第4条で記載する個人信用情報機関並びに第5条で記載する情報提供先に対して、個人情報保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができるものとします。
乙及び丙に開示を求める場合には、第9条記載のお客様相談窓口まで連絡して下さい。開示請求手続(受付窓口、受付方法、必要書類、手数料等)の詳細については、お答えします。また、開示請求手続につきましては、当社のホームページでお知らせしております。
(URL) [http://www.toyota-finance.co.jp/]
(2) 個人信用情報機関に開示を求める場合には、第4条記載の個人信用情報機関に連絡して下さい。
(3) 前項の場合、甲及び連帯保証お申込者は、本人であることを証明するための書類(自動車運転免許証、パスポート等)を提示する等所定の手続により行うとともに所定の手数料を負担するものとします。また、甲及び連帯保証お申込者が、丙が加盟する信用情報機関に対して開示請求する場合、当該機関の定める手続により行うものとします。
(4) 開示請求により、万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、丙は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

第7条 (本同意条項に不同意の場合)

(1) 丙は、甲及び連帯保証お申込者が本契約の必要な記載事項(申込書に甲及び連帯保証お申込者が記載すべき事項)を記載できない場合及び本契約の内容を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。但し、本同意条項第3条及び第5条に同意しないことを理由に丙が本契約をお断りすることはありません。
(2) 甲及び連帯保証お申込者が、第3条及び第5条に同意しない場合、丙は第3条及び第5条記載のすべての提供・利用を行わないものとします。この場合、第3条及び第5条に記載した利用目的に関連して甲及び連帯保証お申込者に提供されるサービスの全部又は一部を受けられないことについて、甲及び連帯保証お申込者は予め承知します。

第8条 (個人情報の提供・利用の中止の申出)

本同意条項第3条及び第5条による同意を得た範囲内で丙が当該情報を利用・提供している場合であっても、中止の申出があった場合、それ以降の第3条に基づく乙及び丙での利用及び第5条に基づく丙から情報提供先への提供を中止する措置をとります。この場合、第3条及び第5条に記載した利用目的に関連して甲及び連帯保証お申込者に提供されるサービスの全部又は一部を受けられないことについて、甲及び連帯保証お申込者は予め承知します。

第9条 (個人情報の提供・利用の中止の申出)

宣伝印刷物の送付等の中止、提供先企業への個人情報の提供中止及び個人情報の開示・訂正・削除についての請求、その他甲及び連帯保証お申込者の個人情報に関するお問合せ・ご意見は、下記の内のお客様相談窓口までお願いいたします。なお、丙では個人情報保護を推進する管理責任者として個人情報保護管理者(コンプライアンス担当役員)を設置しています。
【対応部署】お客様相談窓口
【住所等】〒451-6014 名古屋西区牛島町6番1号 名古屋ルーセントタワー
TEL(名古屋) 052-239-2533
TEL(東京) 03-5617-2533

第10条 (本契約が不成立の場合)

本契約が不成立の場合は、第2条及び第4条第2項に基づき一定期間利用されますが、それ以外の利用はありません。

第11条 (本同意条項の変更)

(1) 本同意条項は法令に定める手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。
(2) 本同意条項のうち、個人情報の収集・利用の目的、提供先の追加、及び提供先の利用目的について変更が生じた場合は、甲及び連帯保証お申込者に通知し、同意を得るものとします。
(3) 前項以外の事項について変更が生じた場合は、必要に応じて甲及び連帯保証お申込者に通知するものとします。

第12条 (通知・受領事務の委託)

甲及び連帯保証お申込者は、本契約に基づく取引を円滑に進める目的のため、その限度で以下の事務手続において、甲及び連帯保証お申込者の個人情報を含む情報を、乙丙間で相互に通知、受領及び交換することを、予め乙及び丙に対して委託するものとします。
1 審査の審査に関する事項(合済理由を除く)
2 精算及び完済に関する事項
3 住所及び自動車の使用の本拠の位置等の変更に関する事項
4 自動車所有名義及び所有権登録に関する事項
5 その他本契約において必要となる事項

第13条 (企業情報の利用)

甲及び連帯保証お申込者が法人又は団体の場合、甲及び連帯保証お申込者の企業情報は、丙と丙の提携するトヨタ販売店又はトヨタグループに属する企業との間で、相互に利用されます。

御 見 積 書

見積No. 1844736
 見積日 2020年5月29日

山口 晋平 様

下記のとおり、御見積もり申し上げます。

件名	ハリアーHV
納期	2020年 6月 3日
支払条件	リース 60回
有効期限	

神戸トヨペット株式会社



〒671-1153

姫路市広畑区高浜町1丁目59

TEL: 079-236-5516

FAX: 079-230-2362

担当:

合計金額 ¥0 (税込)

No.	摘要	数量	単価	値引き額	金額
	カメラ一体型ドライブレコーダー	1	¥28,850	¥28,850	¥0
				小計	¥0
				消費税	¥0
				合計金額	¥0

備考 追加頂きましたドライブレコーダーは値引き処理させていただきます。

後納郵便

山口 晋平 様



15401

KC011859

親展

トヨタファイナンス株式会社



〒460-0003 名古屋市中区錦二丁目17番21号
N T Tデータ伏見ビル別館

お問い合わせ先 トヨタファイナンス株式会社 名古屋センター

☎052-239-2511

お支払金一覧表

この度は、弊社をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
お客様のお支払金は、ご指定口座より預金口座振替にて自動引落しさせていただきますので
明細をご案内いたします。なお、金融機関が休業日の場合は翌営業日のお引落しとなります。
この一覧表は、お支払の完了まで大切に持ちお持ちくださいますよう、お願い申し上げます。

お知らせ

初回お支払は事務都合により、下記一覧通り2回分まとめてご請求となります。ご注意ください。
本契約以外で弊社とご契約があり、かつお支払日およびお支払口座が同一の場合は、まとめて
ご請求させていただきます。
なお、各契約ごとの請求をご希望の場合は、それぞれにお手続きが必要となります。

2020年 6月17日 発行

ご契約番号	H-15401-1001778800
ご契約日	2020年 5月29日
お取扱販売店	神戸トヨペット株式会社
ご利用商品名	トヨタクレジット(リース保証)
お支払金合計	4,752,000円
車両登録番号	ヒメジ 330 又 68-57
口座振替ご指定口座	
金融機関	
支店	
科目	

※個人情報保護の観点から、口座番号の一部を非表示としております。

回数	お支払期日	お支払金額(円)	お支払後残高(円)
001	20200717	79200	4672800
002	20200717	79200	4593600
003	20200817	79200	4514400
004	20200917	79200	4435200
005	20201017	79200	4356000
006	20201117	79200	4276800
007	20201217	79200	4197600
008	20210117	79200	4118400
009	20210217	79200	4039200
010	20210317	79200	3960000
011	20210417	79200	3880800
012	20210517	79200	3801600
013	20210617	79200	3722400
014	20210717	79200	3643200
015	20210817	79200	3564000
016	20210917	79200	3484800
017	20211017	79200	3405600
018	20211117	79200	3326400
019	20211217	79200	3247200
020	20220117	79200	3168000
021	20220217	79200	3088800
022	20220317	79200	3009600
023	20220417	79200	2930400
024	20220517	79200	2851200
025	20220617	79200	2772000
026	20220717	79200	2692800
027	20220817	79200	2613600
028	20220917	79200	2534400
029	20221017	79200	2455200
030	20221117	79200	2376000

※ご契約者様(または連帯保証人様)以外からのお問い合わせにはお答えできない場合もございますので、予めご了承ください。

回数	お支払期日	お支払金額(円)	お支払後残高(円)
031	20221217	79200	2296800
032	20230117	79200	2217600
033	20230217	79200	2138400
034	20230317	79200	2059200
035	20230417	79200	1980000
036	20230517	79200	1900800
037	20230617	79200	1821600
038	20230717	79200	1742400
039	20230817	79200	1663200
040	20230917	79200	1584000
041	20231017	79200	1504800
042	20231117	79200	1425600
043	20231217	79200	1346400
044	20240117	79200	1267200
045	20240217	79200	1188000
046	20240317	79200	1108800
047	20240417	79200	1029600
048	20240517	79200	950400
049	20240617	79200	871200
050	20240717	79200	792000
051	20240817	79200	712800
052	20240917	79200	633600
053	20241017	79200	554400
054	20241117	79200	475200
055	20241217	79200	396000
056	20250117	79200	316800
057	20250217	79200	237600
058	20250317	79200	158400
059	20250417	79200	79200
060	20250517	79200	0

上記お支払回数をこえるご契約の場合は、
表面②より開いて中をご覧ください。

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺

領収書等添付様式【共通】

(令和5年 4 月分)
(会派名 自民党兵庫)
(議員名 山口晋平)

整理 番号	使 途 項 目	
12	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
	<p>本領収書は、県議会議員 山口晋平宛のものである。</p> <p>支払明細に添付。</p> <p>ENEOS</p> <p>納品書(領収書)</p> <p>安心して便利★エネキ一作成で BOXティッシュプレゼント!! 30名様限定★お急ぎ下さい! 2023年04月18日 17:43</p> <p>リイトプリカ利用 上 機 M 6-201867-49995-000 現金フリー 車両番号 実車番 0026-00 レギュラー P-08 43.14L *) 155円 ¥6,686 (プロID値引 2円 -¥86) 値引後単価 153円 ¥6,600 合計 ¥6,600 (消費税10%対象 ¥6,600 内消費税等 ¥600) プリカ支払 ¥6,600 引落前残高 ¥20,000 引落後残高 ¥13,400</p>	<p>共通案分率 50% 25%</p> <p>それ以外の案分 案分の説明</p> <p>案分率</p> <p>6,600円 × 50% = 3,300円</p>
	<p>株式会社二木商店 セルフ本龍野SS 兵庫県 たつの市 龍野町日飼375-1 TEL:0791-63-0861 SS-201867 シートNo 2926-03 デ-5No6108-6112 0117花畑 2023/04/19</p>	

領収書等添付様式【共通】

(令和5年 4 月分)
(会派名 自民党兵庫)
(議員名 山口晋平)

使 途 項 目

整理番号 調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

本領収書は、県議会議員 山口晋平宛のものである。

支払い明細は「 」に添付。

政務調査補助費のカード式(4月18日)

4,340円 x 2.5% = 1,085円

共通案分率 50%
25%

それ以外の案分
案分の説明

案分率

13



納品書 (領収書)

山口晋平

コスモ石油販売(株) 京阪神カンパニー
セルフビュア本館野
兵庫県たつの市龍野町富永763
TEL:0791-64-6010 SS-097410

2023年04月18日 13:53 伝票No.0123
通番2599

J C B 様

売上 J C B

11200
レギュラーガソリン P04 ¥4340
数量 28.00(L)
単価 @155

合計 ¥4,340
(内税分消費税 ¥395)
(10%税込対価額 ¥4340)
(10%消費税 ¥395)

承認No.0000139216 処理通番 10225
支払方法 通常
端末番号:7740577709741 IC
ATC:011C カードシケス番号:00
APL:JCB Credit
AID:A0000000651010
5742-5742 02 2023/04/18

領収書等添付様式【共通】

(令和5年 4 月分)
(会派名 自民党兵庫)
(議員名 山口晋平)

整理 番号	使 途 項 目															
14	<p>本領収書は、県議会議員 山口晋平宛のものである。</p> <p>支払い明細は「事務所 賃貸料」に添付。</p> <p style="text-align: center;">$66,660円 \times 50\% = 33,330円$</p> <p>5--4-20 振込 *66,660 円</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <table style="border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-right: 10px;">賃貸料</td><td style="text-align: right;">66,000</td></tr> <tr><td style="padding-right: 10px;">+ 手数料</td><td style="text-align: right;">660</td></tr> <tr><td colspan="2" style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">66,660</td></tr> </table> </div>	賃貸料	66,000	+ 手数料	660	66,660		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">共通案分率</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">25%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">それ以外の案分 案分の説明</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="height: 100px;">案分率</td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分 案分の説明		案分率	
賃貸料	66,000															
+ 手数料	660															
66,660																
共通案分率	50%															
	25%															
それ以外の案分 案分の説明																
案分率																

定期建物賃貸借契約書

第1条 契約の締結

貸主：株式会社にしはりプロ、借主：山口晋平は、末尾1記載の物件（以下「本物件」という）について、以下の条項により借地借家法第38条に規定する定期建物賃貸借契約を締結した。

第2条 契約期間

契約期間は、平成29年4月1日から平成39年3月31日までの10年間とし、この期間満了により終了し、更新がない。

- 貸主は、期間満了の1年前から6か月前までの間（以下「通知期間」という）に借主に対し期間満了により賃貸借が終了する旨を書面により通知する。
- 貸主は、前項に規定する通知をしなければ、賃貸借の終了を借主に主張することができず、借主は、第1項に規定する期間満了後においても、本物件を引続き賃借することができる。但し、貸主が、前項の通知期間の経過後借主に対し期間満了により賃貸借が終了する旨の通知をした場合においては、その通知の日から6か月を経過した日に賃貸借は終了する。

第3条 使用目的

借主は、本物件を事務所として使用する。

第4条 賃料

本物件の賃料は月額60,000円（消費税及び地方消費税を含まない）とする。

- 貸主及び借主は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
 - 土地又は建物に対する公租公課の増減により、賃料が不相当となった場合
 - 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
 - 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合

第5条 賃料等の支払方法

借主は、当月分の賃料及び当該賃料にかかる消費税及び地方消費税を合わせた額を、その前月末日までに末尾2記載の貸主名義の口座への振込みによって、支払わなければならない。また、振込手数料は借主の負担とする。

- 1か月に満たない期間の賃料等は、1か月を30日として日割り計算した額とする。

第6条 (なし)

第7条 (なし)

第8条 負担の帰属

貸主は、本物件に係る公租公課を負担しなければならない。

- 借主は、契約期間中、次の各号に掲げる費用を負担しなければならない。
 - 電気・ガス・水道・電話等の料金
 - 電話架設・冷暖房関係その他本物件内の設備の設置及び撤去費用
 - 町内会費・町内負担金・その他事業所として負担すべき費用
 - 家財保険料（借家人賠償責任付、貸主の認めるもの）

第9条 借主の善管注意義務及び損害責任

借主は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用しなければならない。

- 借主及び借主の関係者の故意又は過失により本物件若しくはその他貸主の所有物件を滅失・毀損させて、貸主に損害を与えた場合、借主は貸主の指示に従い修復するとともに、その発生した損害を賠償しなければならない。
- 火災・犯罪及び消火活動・緊急避難等によって、借主の所有物に損害が生じた場合、貸主はその一切の責任を負わない。

第10条 禁止事項

借主は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 衛生上有害となる行為をすること
- 法令に違反し、又は公序良俗に反する行為、及び風紀を乱す行為をすること
- 指定された場所以外に物品等を設置すること
- その他近隣に迷惑をかける行為をすること
- 借主は、貸主の書面による事前の承諾なしに、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
 - 本契約による権利を譲渡、転貸すること
 - 本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替え又は、本物件の敷地内における工作物の設置をすること
 - 本物件を第3条の使用目的以外の用途に供すること
 - 階段・廊下等共用部分に看板・ポスター等の広告物を掲示すること

第11条 遵守事項

借主は、貸主が本物件管理上必要な事項を借主に通知した場合その事項を遵守し、他の入居者並びに近隣の迷惑になるような行為をしてはならない。

第12条 鍵の管理

契約締結の後に貸主は、借主に本物件の鍵を貸与する。万一紛失又は破損したときは、借主は、直ちに貸主に連絡の上、貸主が新たに交換した鍵の交付を受けなければならない。但し、新たな鍵の交換費用は借主の負担とする。

- 借主は、鍵の追加、交換、複製を貸主の承諾なく行ってはならない。
- 借主は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵（複製した鍵があれば複製全部）を貸主に返還しなければならない。

第13条 契約期間中の修繕

本物件の専用部分の修繕に要する費用はすべて借主の負担とする。

- 本物件の建物本体及び共用部分の修繕に要する費用は貸主の負担とする。この場合において、借主の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、借主が負担しなければならない。
- 本物件内に破損箇所が生じ、借主がその事実を知った場合には、貸主にすみやかに届出で確認を得るものとし、その届出が遅れて貸主に損害が生じたときは、借主はこれを賠償しなければならない。

第14条 免責

地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他不可抗力と認められる事故によって生じた貸主又は借主の損害について、貸主又は借主は互いにその責を負わない。

第15条 立入り

貸主又は管理者は、本物件の防火・構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ借主の承諾を得て、本物件内に立入ることができる。

- 借主は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく貸主又は管理者の立入りを拒否することはできない。
- 貸主又は管理者は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ借主の承諾を得ることなく本物件内に立入ることができる。この場合において、貸主又は管理者は、借主の不在時に立入ったときは、その旨を借主に通知しなければならない。

第16条 借主の通知義務

借主は、次の各号の一に該当するときは直ちにその旨を書面により貸主に通知しなければならない。

- 1か月以上、本物件における営業を休業するとき
- 緊急時の連絡先の変更
- 連帯保証人の住所・氏名・連絡先・その他の変更
- 第23条第2項に定める事情が生じたとき
- 本物件について、修繕が必要となったとき

第17条 契約の解除

貸主は、借主が次のいずれかに該当した場合において、貸主が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。

- 2か月分以上賃料等の支払いを怠ったとき
- 故意又は過失により必要となった修繕に要する費用等の負担を怠ったとき
- 貸主は、借主が次のいずれかに該当した場合において、本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
 - 監督官庁より営業の取消等の処分を受けたとき
 - 差押、競売、滞納処分等を受け、又は銀行取引停止処分、破産その他信用不安が生じたとき
 - 第10条のいずれかの規定に違反したとき
 - 借主又は連帯保証人に関する事実及び入居申込書の記載事項に重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 本物件内に暴力団関係者・覚醒剤関係者を出入りさせたとき
 - 借主又は借主の関係者が、暴力団・暴走族若しくは、これらの類似する団体に所属していることが発覚したとき
 - 貸主に通知なく本物件における営業を1か月以上休業（無人）にしたとき
 - その他本契約の各条項に違反したとき

第18条 中途解約の禁止

借主は、本契約締結後第2条の期間終了まで、本契約を解約することはできない。

第19条 天災地災等による契約の終了

天災地変・事故・火災・朽廃により、本物件の全部若しくは大部分を使用することが不可能な状態となったとき、又は改築・大修理の必要が生じたとき、本契約は終了する。

第20条 引渡し

借主は、本契約が終了する日までに（第17条の規定に基づき本契約が解除された場合には、直ちに）、本物件を明渡さなければならない。

ない。

2. 借主は、所管官庁へ必要な廃棄届出をしなければならない。
3. 借主は、明渡しの際、本物件内の物品一切を搬出し、借主の設置したあるいは借主の要望に基づき貸主が設置した内装造作諸設備を撤去し、本物件を引渡し当初の原状に復しなければならない。
4. 借主が本物件の明渡しを完了しない場合には、その期間に応じ本物件の直近賃料等の2倍に相当する額の使用損害金を貸主に支払わなければならない。

第21条 明渡し時の修繕

本物件の明渡し時において、借主の故意又は過失により必要となった修繕に関する費用は、借主が負担しなければならない。

2. 借主が自己の負担において前項の修繕をしないときは、貸主は借主の負担において修繕し、要した費用の請求をすることができる。

第22条 遅延損害金

借主は、本契約により生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければならない。

第23条 (なし)

第24条 再契約

貸主は、本契約の終了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約（以下「再契約」という）の意向があるときは、

第2条第2項に規定する通知の書面に、その旨を付記することとする。

2. 再契約をした場合、第20条の規定は適用しない。但し、本契約における原状回復の債務の履行については、再契約に係る賃貸借が終了する日までに行うこととし、保証金の返還については、明渡しがあったものとして、第6条第3項及び第4項に規定するところによる。

第25条 協議

本契約に定めがない事項、又は本契約条項に解釈上疑義を生じた事項については、民法その他関係法令及び不動産取引の慣行に従い、貸主及び借主が、誠意をもって協議し、定める。

第26条 管轄裁判所

本契約に関する訴訟は、本物件の所在地を管轄する裁判所で行う。

本契約を証するためこの証書を作り、各署名・押印し 各自その一通を保有する

平成29年3月31日

貸主 住所 たつの市龍野町富永497
氏名 株式会社にしはりプロ
代表取締役 小林 悟

借主 住所 [REDACTED]
氏名 山口 晋平

末尾

1. 本物件の表示

登記簿上の建物 (全体)

所 在	たつの市神岡町東薺崎字丸町 550 番地
家屋番号	550 番
種 類	店舗・事務所
構 造	鉄骨造 合金メッキ鋼板ぶき 2階建
床面積	1階 76.80 m ² 2階 76.80 m ²

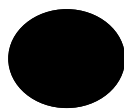
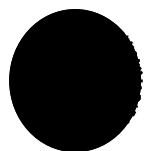
契約部分の表示

所 在	たつの市神岡町東薺崎字丸町 550 番地
家屋番号	550 番
種 類	事務所
構 造	鉄骨造 合金メッキ鋼板ぶき 2階建 の2階北側部屋部分
床面積	36.97 m ²

2. 賃料振込先



株式会社にしはりプロ 代表取締役 小林 悟



お知らせ

令和元年9月1日

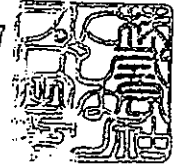
山口晋平 殿

兵庫県たつの市龍野町富永 497

株式会社にしはりプロ

代表取締役 小林 悟

Tel 0791-72-9990 Fax 0791-72-9989



拝啓

初秋の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。日頃は大変お世話になっております。

さて、この度の消費税率引き上げに伴い、お借りいただいております事務所の賃料振込額が、下記の通り変更となりますのでここにお知らせいたします。

来る10月分家賃から変更となりますので、次回振込からよろしく願いたします。

敬具

記

変更前

月額賃料	60,000 円
上記消費税	4,800 円
<u>合計振込金額</u>	<u>64,800 円</u>

変更後

月額賃料	60,000 円
上記消費税	6,000 円
<u>合計振込金額</u>	<u>66,000 円</u>

以上

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年 4 月分)
(会派名 自民党兵庫)
(議員名 山口晋平)

整理 番号	使 途 項 目							
15	<p>調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費</p> <p>本領収書は、県議会議員 山口晋平宛のものである。</p> <p>支払い明細は「調査研究費」に添付。</p> <p style="text-align: center;">政務調査補助費の振り替え (4A2/A)</p> <p style="text-align: center;">3.527/A × 2.5% = 88/A</p> <p style="text-align: center;">限用車</p> <h1 style="text-align: center;">ENEOS</h1> <p style="text-align: center;">納品書(領収書)</p> <p>安心で便利★エネキー作成で BOXティッシュプレゼント!! 30名様限定★お急ぎ下さい!! 2023年04月21日 11:11</p> <p>リフトアップ利用 上 様 M 6-201867-49995-000 現金フリー 車両番号 実車番 0026-00 レギュラー P-05 23.51L * (152円) ¥3,574 (ポイント値引 2円 -¥47) 値引後単価 (150円) ¥3,527 合計 ¥3,527 (消費税10%対象 ¥3,527) 内消費税等 ¥321 プリカ支払 ¥3,527 引落前残高 ¥13,400 引落後残高 ¥9,873</p> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px 0;"></div> <p>現金でお買上げの場合は領収書にかえさせて頂きます。</p> <p>株式会社二木商店 セルフ本龍野SS 兵庫県 たつの市 龍野町白飼375-1 TEL:0791-63-0861 SS-201867 シートNo 3568-02 デ-タNo8114-8117 001淡路 2023/04/21</p>	<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分 案分の説明</td> <td></td> </tr> </table> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">案分率</p>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分 案分の説明	
共通案分率	50%							
	25%							
それ以外の案分 案分の説明								

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年 4 月分)
(会派名 自民党兵庫)
(議員名 山口晋平)

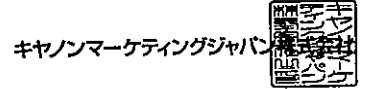
整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
16	本領収書は、県議会議員 山口晋平宛のものである。	
	支払い明細は「 事務所 コピー・ファックス機利用料 3A分 14,219円 × 50% = 7,109円 5--4-21 振替 *14,219 ｷｯｼﾞｼﾞ	
	共通案分率	50% 25%
	それ以外の案分	案分の説明
	案分率	

ご請求書 (お引落のお知らせ)



2023年03月16日

山口晋平 御中



いつも格別のお引立てを賜り誠に有難うございます。
下記の通りご請求申し上げます。

お支払方法：ご指定口座より振替させていただきます。
お引落日：2023年04月21日
お引落口座

お客様番号 : B34588-0003-01
 請求書No. : 73056315
 締日 : 2023年03月分
 ご請求額 (税込) : ¥14,219-

契約書No. K170255655	設置先名 山口晋平	請求期間 2023/02/15~2023/03/15	伝票No. KE000122857329
製品名 IR-ADVC3530F	シリアルNo. WRZ00693		
	今回値	前回値	控除数
1 カラーコピー	2,112	2,052	0
2 カラープリント	4,179	4,001	1
3 ブラック	34,780	32,079	27
品名	数量・月数	単価	金額
カウンター保守料金			
1 カラーコピー	60	18.00	1,080
			108
2 カラープリント	177	18.00	3,186
			318
3 ブラック	2,674	2.80	7,487
			748
	(ミニマム 50枚/月含む)		
	MG期間延長割増 (10.00%)		
	MG期間延長割増 (10.00%)		
	MG期間延長割増 (10.00%)		
	MG期間延長割増 (10.00%)		
<各種サービス料金合計>			料金合計 (税抜)
			12,927
			(10%対象)
			12,927
			消費税等
			1,292
			ご請求額合計
			14,219

領収書等添付様式【共通】

(令和5年 4 月分)
(会派名 自民党兵庫)
(議員名 山口晋平)

使 途 項 目

調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

本領収書は、県議会議員 山口晋平宛のものである。

支払い明細は「カウリイ」に添付。

カウリイ (4A+8A)

6,200円 × 50%

= 3,100円

ENEOS

納品書(領収書)

安心で便利★エネキー作成で
BOXティッシュプレゼント!!
30名様限定★お急ぎ下さい!
2023年04月28日 20:57

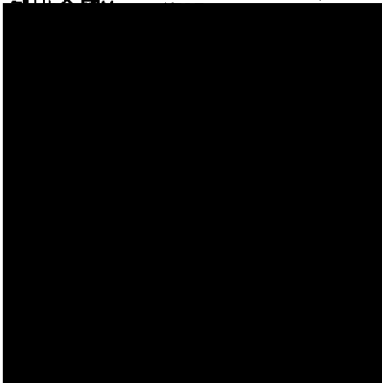
リフトアプリ利用
上 極 M

6-201867-49995-000

現金フリー
車両番号 実車番
0026-00

レギュラー P-05
41.61L *
(149円) ￥6,200

合計 ￥6,200
(消費税10%対象 ￥6,200
内消費税等 ￥564)
プリカ支払 ￥6,200
引落前残高 ￥23,801
引落後残高 ￥17,601



現金でお買上げの場合は領収書にかえさせて頂きます。

株式会社二木商店
セルフ本龍野SS
兵庫県 たつの市
龍野町白飼375-1
TEL:0791-63-0861 SS-201867
レシートNo 5845-02 デーNo5820-5823
011722細 2023/04/29

共通案分率 50%
25%

それ以外の案分
案分の説明

3,100円

案分率

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年 4 月分)
(会派名 自民党兵庫)
(議員名 山口晋平)

整理 番号	使途項目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
18	本領収書は、県議会議員 山口晋平宛のものである。	
	支払い明細は「 」に添付。	
登帳調査に係る未払い宿代 (4月分 14/2, 4/28)		
案分率	共通案分率	50%
		25%
	それ以外の案分	100%
	案分の説明	
	すべて政務活動にかかるものであるため、100%充当とする。	
	19,300円	

Rakuten Travel

領収書

山口 晋平 様

伝票番号：146966734

お名前 : やまぐち しんぺい
金額 : 10,300 円
宿泊施設 : CANDEO HOTELS (カンデオホテルズ) 神戸トアロード
宿泊施設住所 : 兵庫県神戸市中央区三宮町3-8-8
チェックイン日 : 23-04-11
チェックアウト日 : 23-04-12
人数 : 大人1名様
予約番号 : RYa0gb5fbb
但し : 宿泊代金としてクレジットカード決済
発行日 : 2023/04/12

ご利用ありがとうございました。

楽天グループ株式会社
〒158-0094 東京都世田谷区
楽天クリムゾンハウス
<https://travel.rakuten.co.jp/>



宿泊代に、食事代が含まれていないことを
確認した。

宿泊代に、食事代が含まれていないことを
確認した。

ご利用明細 STATEMENT

カンデオホテルズ神戸アロード
〒650-0021
兵庫県神戸市中央区三宮町3-8-8
TEL. 078-958-6755
FAX. 078-958-7105
candehotels.com

GUEST
山口 晋平 様

ARRIVE/ご到着 2023/04/27
DEPART/ご出発 2023/04/28

DATE/日付	DESCRIPTION/ご利用明細	DEBIT CREDIT/料金	PAYMENT/お支払	REMARKS/備考
04/27	宿泊料金	9,000		
SUB TOTAL/小計		9,000	0	
AMOUNT DUE/ご請求金額		9,000	CC 9,000	

「*」は軽減税率対象

Guest Signature/ご署名: _____

1 / 01
166975 / 00

領 収 書 R E C E I P T

Guest Name/お名前

山口 晋平 様

カンデオホテルズ神戸アロード
〒650-0021
兵庫県神戸市中央区三宮町3-8-8
TEL. 078-958-6755
FAX. 078-958-7105
candehotels.com



金額
Amount Due ¥ 9,000

上記確かに領収致しました。 We have received your payment

Issued Date/発行日付
2023/01/27 18:06

Folio/伝票番号
166975

Operator&CRT_No.
0001 / 11 0210506

(添付様式 7-2)

活動報告書 (登庁調査)

議員名	山口 晋平
-----	-------

令和5年4月分 (2月 etc、4月ホテル、4月JR)

日付	整理 番号	主な活動概要	充当額	備考 (添付資料)
ETC				
2月1日	6	9:30~2月議会の会派提案意見書、代表・一般質問について山邊政調員・伊藤政調員と打合せ他	1,900	前泊
ホテル宿泊				
4月12日	18	9:00 たつの市横山教育長来室、教育行政について要望。10:00~伊藤傑自民党議員幹事長と打合せ他	10,300	前泊
4月28日	↓	10時~公明党谷井県議と議会運営について打合せほか	9,000	前泊
JR				

※県庁における政務活動の場合は、本様式により作成できます。